

1 - 5 令8区画の構造等の解説

1 令8区画の構造等

令8区画の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の(1)から(5)までに示す構造等を有すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を中央とする幅3.6m以上にわたる耐火構造（建築基準法に基づく、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能を有すること。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

ア 開口部が設けられていないこと。

イ 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。（別図1から別図3参照）

- (4) 令8区画を介して庇等を設ける場合は、庇等の長さは外壁面から1.5m以下であること。（別図4参照）
- (5) 敷地の関係で、令8区画を介して相互の開口部から道路等に通ずる避難経路が共用される場合、令8区画は適用しないものであること。ただし、避難に際して開口部からの火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁等を設けた場合はこの限りでない。（別図5参照）

2 令8区画を貫通する配管等

次の(1)から(8)までによるものとする。

ただし、(1)に掲げる配管の設備種別等の取扱いについては、別表1のとおり取扱うものとする。

また、令8区画を貫通する個々の配管等については、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備機器性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの（以下「評定配管」という。）であれば、当該評定工法によることで(1)から(7)までを満たすものとし

て令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。
- (2) 一の配管は、呼び径 200mm以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が 300mm以下となる工法であること。
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300mmの円に相当する面積以下であること。（別図6 参照）
- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。（別図7 参照）
- (5) 配管及び貫通部は、建基政令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (8) 鋼管及びこれに類する配管（以下「鋼管等」という。）については、前各号の規定によるほか、別図8により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

3 その他

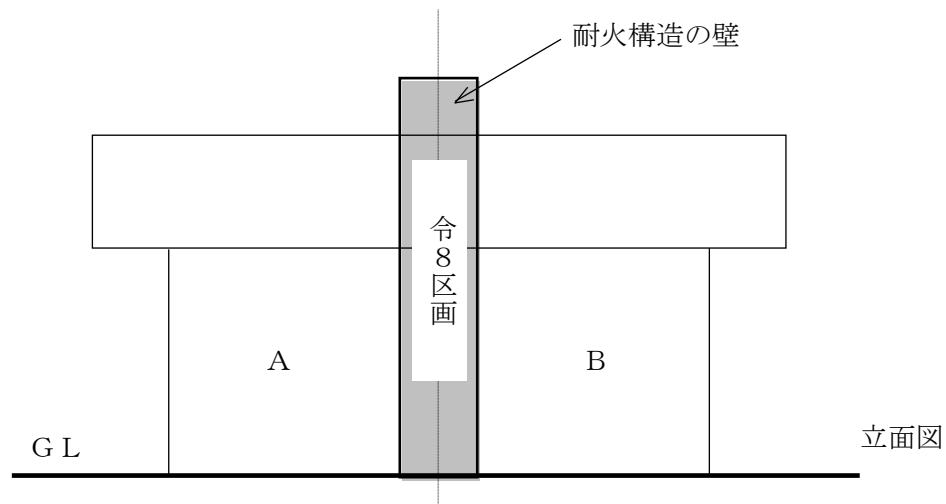
- (1) 実施日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることで差し支えないものであること。
また、実施日前に、既に、法第7条に基づき消防長又は消防署長が同意したものについても同様に取扱って差し支えないものであること。
- (2) 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。
- (3) 安全センターにおいて性能評定されたものについては、安全センターの機関紙に掲載されるものであること。

別表1 令8区画の貫通を認める配管等

配管用途		令8区画適用の可否	
		認 め る	認 め な い
給排水設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
衛生設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
電気設備		金属管（※）	左記以外の配管
ガス設備			鋼管等でも認められない。
空調設備	ダクト等		冷暖房、換気ダクト (ダンパー付きを含む。)
	冷媒配管（制御ケーブル含む。)	鋼管等	左記以外の配管
輸送処理設備			ダストシュート、メールシュート、リネンシュート等

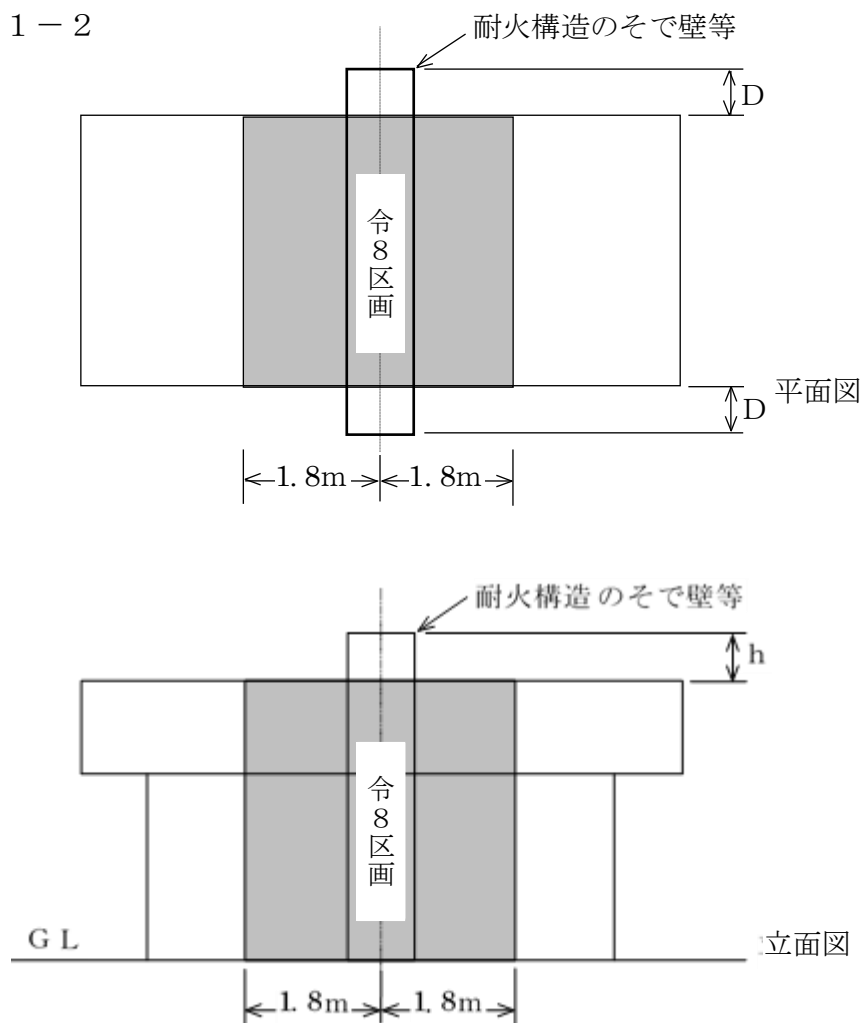
※ 令8区画を貫通している部分及びその両側1 m以上の範囲を金属管とし、貫通部及び金属管の両端部を不燃材料で埋めること。

別図1-1



※ A、Bのうち少なくとも耐火構造の壁を支持する一方が耐火建築物であること。(以下同じ。)

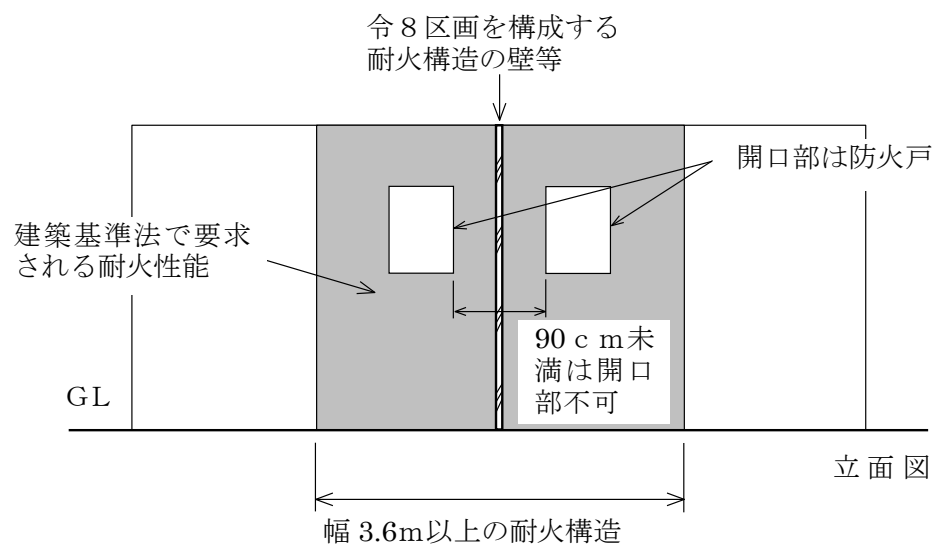
別図1-2



※ h及びDは50cm以上とすること。ただし、網掛け部分が耐火構造であり、かつ、開口部が設けられていない場合、若しくは、開口部が防火戸であり、令8区画を介して接する開口部相互が90cm以上離れている場合は0でよい。

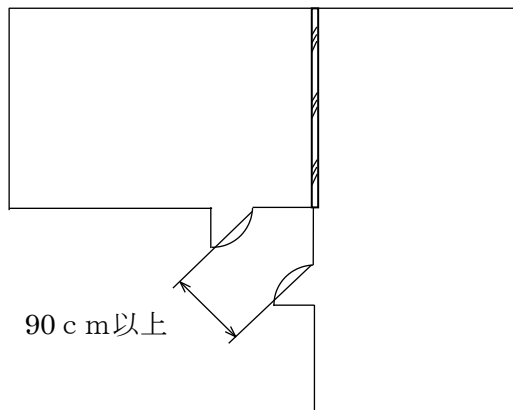
なお、網掛け部分の耐火構造の屋根又は外壁は建築基準法において当該屋根又は外壁に要求される耐火性能を有するものであること。

別図1-3 そで壁をなくする場合の条件



※ 開口部の大きさに関わらず、開口部間の距離が90cm未満となる位置には設けられない。

別図2

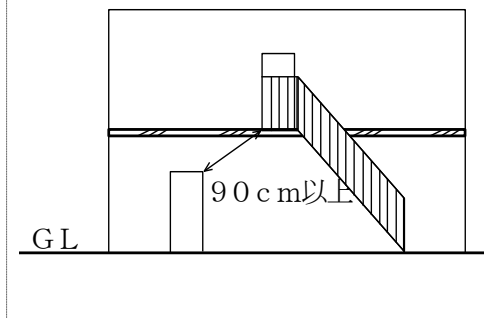
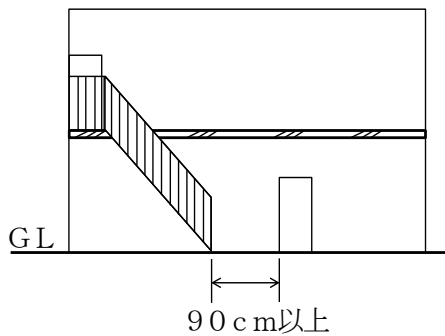
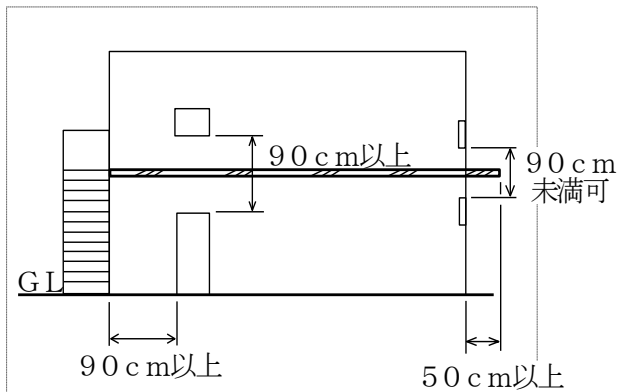
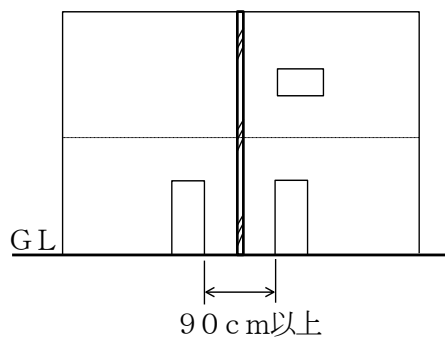


※ 原則として開口部が相対する場合は認められない。

ただし、周囲の状況等から判断して延焼の恐れが極めて少なく、避難上安全であると認められた場合はこの限りでない。

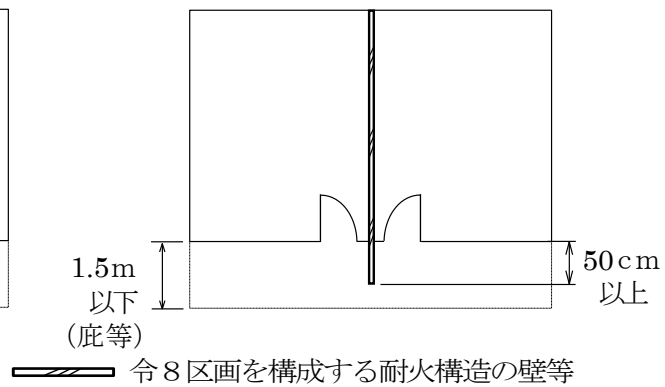
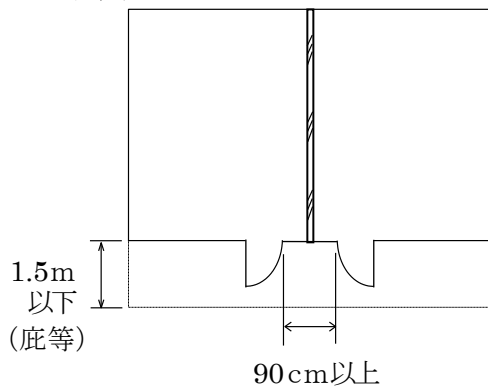
—— 令8区画を構成する耐火構造の壁等

別図3 開口部の条件



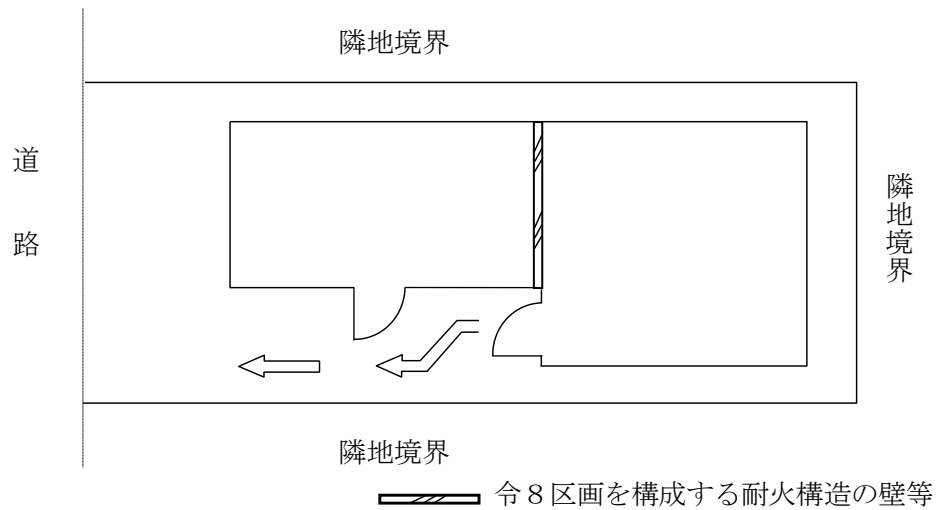
—— 令8区画を構成する耐火構造の壁等

別図4



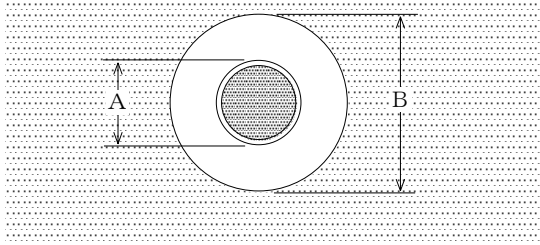
—— 令8区画を構成する耐火構造の壁等

別図5 避難経路が共用する場合の条件



※ 敷地の関係で、開口部から道路等に通ずる避難経路が共用する場合、令第8条の規定は適用しない。ただし避難に際して他の開口部からの火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁を設けた場合はこの限りでない。

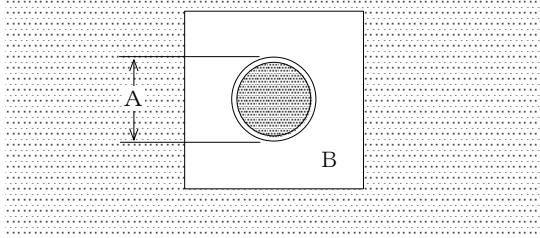
別図6 令8区画に設ける穴と配管の大きさ
円形



A : 配管の呼び径は 200mm以下

B : 穴の直径は 300mm以下

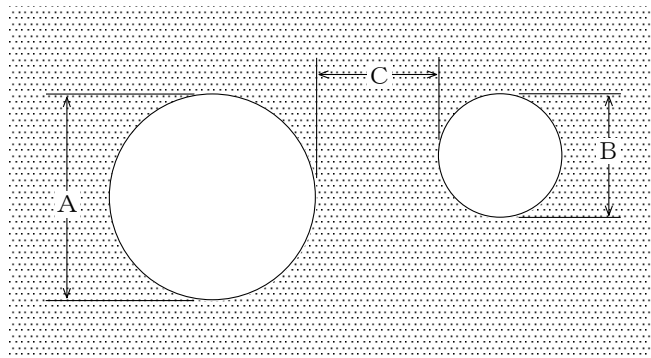
矩形



A : 配管の呼び径は 200mm以下

B : 穴の面積が概ね 700 cm^2 に相当する面積以下（直径 300mmの円に相当する面積以下）

別図7 令8区画に設ける穴相互の離隔距離



A : 穴の直径mm (300mm以下)

B : 穴の直径mm (300mm以下)

C : 穴相互の離隔距離 (A又はBの直径の大なる方の値以上とするが、200mm以下の場合は200mm以上とする。)

別図8 鋼管で令8区画を貫通する場合の施工例

